

仕 様 書

1 業務名

避難場所ステッカー貼付業務

2 業務内容

- (1) 受託者は、委託者が指定する対象施設の避難場所入口付近の見えやすい位置に2種類の避難場所ステッカーを貼付けること。
- (2) 貼付けする避難場所ステッカーは、委託者より受領すること。
- (3) 貼付けする避難場所ステッカーの種類については、別途委託者より指示を受けること。
- (4) 貼付けを行う際は、経年により剥離しないよう、適切に圧着を行うこと
- (5) 対象施設に避難場所ステッカーが既に貼付けられている場合は、貼替えを行うこと。

3 対象施設

別紙1「貼付対象施設一覧」のとおりとし、貼替えが必要な対象施設は、別紙2「貼替対象施設一覧」のとおりとする。

4 避難場所ステッカーの規格

別紙3「札幌市避難場所・避難所ステッカー見本図」のとおりとする。

5 施設管理者との調整

受託者は、貼付けを行う日程について、必ず事前に各施設管理者と調整を行うこと。また、貼付け時は、避難場所ステッカーの詳細な貼付け位置について、必ず施設管理者に確認を行うこと。

6 業務報告

受託者は、全ての役務が完了したときは、速やかに完了届（委託者が様式を指定する）及び業務報告書（様式は問わない。）を提出すること。

業務報告書には、貼付け前及び貼付け後の写真を添付すること。

7 履行期限

契約締結の日から令和6年12月20日（金）まで

8 その他

- (1) 本業務の履行に伴い出入りする施設等においては、施設の汚損や破損等が発生しないよう十分に配慮すること。
- (2) 業務上の事故については、受託者の負担において処置し、遅滞なく委託者に報告すること。
- (3) 対象施設に避難場所ステッカーが既に貼付けられている場合において、その取外しが困難な場合、委託者と協議を行うこと。

- (4) 本業務においては、環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけ、従事人員は本仕様に合わせ適正なものとする事。
- (5) 本仕様の細部については、委託者と十分に打合せすること。
- (6) 本業務において知り得た情報等の取扱いには十分留意するとともに、その一切の情報は漏らさないこと。
- (7) その他、本業務履行にあたり疑義が生じた場合は、下記担当者と協議を行った上で、作業にあたること。

9 担当者

札幌市危機管理局危機管理課

岡部・大黒

TEL：011-211-3062／FAX：011-218-5115